2　（略）

一　（略）

二　内容

イ　ＶＨＦ無線電話による場合

(1)　信号所以東であって信号所から約十二海里以内の海域及び信号所以西であって信号所から約十一海里以内の海域のうち、主として航路（若松航路（関門港の区域を除く。）及び奥洞海航路を除く。）及び航路（若松航路（関門港の区域を除く。）及び奥洞海航路を除く。）に至る主要通航路並びにその周辺海域（以下「情報提供可能海域」という。）にある準特定船舶に対する規則第二十条の三第三項各号に掲げる事項に準ずる事項

(2)・(3)　（略）

ロ　（略）

三　（略）

3　別表（第七条関係）

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
ＶＨＦ無線電話	一　呼出し及び応答用 Ｆ三Ｅ　一五六・八〇ＭＨｚ（チャンネル一六）　一〇Ｗ 二　呼出し及び通信用 Ｆ三Ｅ　一五六・六五ＭＨｚ（チャンネル一三）　一〇Ｗ 三　通信用 Ｆ三Ｅ　一五六・六〇ＭＨｚ（チャンネル一二）　一〇Ｗ Ｆ三Ｅ　一五六・七〇ＭＨｚ（チャンネル一四）　一〇Ｗ Ｆ三Ｅ　一六〇・九二五ＭＨｚ（チャンネル六六）　一〇Ｗ	日本語又は英語	適時
（略）	（略）	（略）	（略）
電話	○九三―三七二―〇〇九九 ○九三―三七二―〇〇九〇 ○九三―三八一―六八一一	日本語又は英語	適時
（略）	（略）	（略）	（略）

2　（略）

一　（略）

二　内容

イ　ＶＨＦ無線電話による場合

(1)　信号所以東であって信号所から約十二海里以内の海域及び信号所以西であって信号所から約十一海里以内の海域のうち、主として航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域（以下「情報提供可能海域」という。）にある準特定船舶に対する規則第二十条の三第三項各号に掲げる事項に準ずる事項

(2)・(3)　（略）

ロ　（略）

三　（略）

3　別表（第七条関係）

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
ＶＨＦ無線電話	一　呼出し及び応答用 Ｆ三Ｅ　一五六・八〇ＭＨｚ（チャンネル一六）　一〇Ｗ 二　呼出し及び通信用 Ｆ三Ｅ　一五六・六五ＭＨｚ（チャンネル一三）　一〇Ｗ 三　通信用 Ｆ三Ｅ　一五六・七〇ＭＨｚ（チャンネル一四）　一〇Ｗ Ｆ三Ｅ　一六〇・九二五ＭＨｚ（チャンネル六六）　一〇Ｗ	日本語又は英語	適時
（略）	（略）	（略）	（略）
電話	○九三―三七二―〇〇九九 ○九三―三七二―〇〇九〇	日本語又は英語	適時
（略）	（略）	（略）	（略）